



使いやすくなりました！
【米原市独自】
☞所得制限の撤廃
☞住宅購入に限り、
婚姻期間の延長
【拡充】
☞補助対象の拡充
(賃料・引越し費用)

令和7年度

結婚新生活支援事業

新たな生活を始める新婚夫婦の住居費や引越し費用の一部をサポートします。

申請期間

2025.4.1 ~ 2026.3.13

※予算がなくなり次第、受付を終了いたします。

※申請後、3年以内に米原市外へ転出された場合、補助金を返還いただく場合があります。

◎対象となる費用

婚姻に伴う**住宅取得費用、住宅賃借費用、引越し費用**(賃借住宅への引越しに限る。)
(令和7年4月1日から令和8年3月13日までに支払った費用)

◎補助上限額

区 分	購入(新築、中古)等	賃料、引越し費用
夫婦ともに29歳以下	60万円	24万円
夫婦ともに39歳以下	30万円	12万円

◎対象となる世帯

○新規に婚姻した世帯(令和7年1月1日以降に婚姻)であって、
夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

○**住宅購入に限り、令和2年4月1日以降に婚姻した夫婦も対象**

※その他諸条件があります。詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

市公式ウェブサイト



◎申請先・お問合せ先

米原市 暮らし支援部 子育て支援課(本庁舎2階)

〒521-8501 米原市米原1016番地

☎: 0749-53-5131 📠: 0749-53-5128 ✉: kosodate@city.maibara.lg.jp

婚姻日が令和7年1月1日以降で、婚姻日の年齢が夫婦とも39歳以下である。 ※その他諸条件あり。

No

婚姻日が令和2年4月1日以降で、住宅取得日の年齢が夫婦とも39歳以下である。

Yes

No

住宅購入補助の対象

住宅取得日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

補助対象外です。

Yes

No

補助金額

60万円

補助金額

30万円

Yes

No

住宅購入補助の対象

婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

住宅を？

建てた
買った

借りた
引っ越した

住宅賃借補助の対象

婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

Yes

補助金額

24万円

No

補助金額

12万円

※補助金額は、限度額です。

※令和7年4月1日から令和8年3月13日までに支払った費用が対象です。